

磐田市立学校給食調理等業務委託業者選考基準

【 基本的な考え方 】

本業務を実施する受託者は、学校給食に対する理解度、安全に対する体制、衛生に対する体制及び技術力、調理技能を有することが必要であり、安全・安心でおいしい学校給食の安定提供を目指すため、受託候補となる業者について、これらの事項の能力を有することが求められる。

本選考基準は、受託候補となる業者より業務に対する提案を求め、これらの提案について、可能な限り客観的に評価する基準を示すものである。

【 選考業者基準 】

○参加資格者資格要件

令和8年4月1日時点において、次の項目に適合した業者であること。適合しない業者については、審査資格を有しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 磐田市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成 21 年磐田市告示第 41 号)又は磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱(平成 23 年磐田市告示第 55 号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱(平成 25 年磐田市告示第 72 号)に基づく入札排除措置を受けていないこと。
- (4) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 静岡県西部地域内(浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町)において、学校給食の調理業務の受託実績を有していること。
- (7) 令和7・8年度磐田市物品製造等入札参加資格登録業者名簿(073 その他委託 002 給食業務)に登録されていること。
- (8) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (9) 万一の事故に備えて、損害賠償を確実に履行できる能力があること。
- (10) 1施設 1000 食以上の学校給食調理業務の受託実績があること。
- (11) 業務説明会に必ず出席していること。

【 審査方法 】

1. 第1次審査(書類審査)

参加表明時に提出された書類を基に、上記参加資格者資格要件を満たしているかを審査する。ただし、参加表明者が5者以上の場合は、審査項目及び配点に基づき審査し、得点が高い者から順に上位4事業者までを次の第二次審査の対象とする。

2. 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

企画提案書及びプレゼンテーション時の説明・ヒアリング時の質疑応答の内容を審査基準に基づき審査し、各委員の採点により、第1位を最も多く獲得した提案者を最優秀企画提案者とする。

第1位の獲得数が同数である提案者が複数あった場合は、総合計得点が最も高いものを最優秀企画提案者とする。

さらに、総合計得点が最も高い提案が2者以上ある場合は、「審査項目(4)業務を受託するにあたっての考え方」の得点が多い方を最優秀企画提案者とする。

ただし、総合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、契約相手方候補者として選定しない。

【 審査項目 】

1. 第1次審査(書類審査)

| 審査項目 | 配点(合計 40 点) |
|--------------|-------------|
| 会社概要について | (40 点) |
| ①経営状況に関すること | 20 点 |
| ②業務受託数に関すること | 20 点 |

①経営状況に関すること

損益計算書、貸借対照表等により財務指標を基に経営状況を判断し、下記のとおり得点化する。

| 評価 | 内容 | 点数 |
|----|-----------------|----|
| A | すべて標準の範囲内 | 20 |
| B | 標準の範囲内の数値が1～2箇所 | 15 |
| C | 標準の範囲内の数値が3～4箇所 | 10 |
| D | すべて標準の範囲外 | 0 |

②業務受託実績に関すること

参加表明時に提出された書類をもとに確認を行い、学校給食の受託実績について下記のとおり得点化する。(保育園・認定こども園のみの受託実績は含めない)

ア 全国における提供食数が 1,000 食以上の学校給食受託実績

※令和8年4月1日現在受託中の実績

| 評価 | 内容 | 点数 |
|----|----------|----|
| A | 100 施設以上 | 10 |
| B | 61～99 施設 | 8 |
| C | 31～60 施設 | 6 |
| D | 11～30 施設 | 4 |
| E | 10 施設以下 | 0 |

イ 静岡県西部地域(湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、森町、掛川市、菊川市、御前崎市)における学校給食受託実績 ※令和8年4月1日現在受託中の受託実績

| 評価 | 内容 | 点数 |
|----|--------------------------|----|
| A | 5施設以上(提供食数 1,000 食以上の施設) | 5 |
| B | 2~4施設(提供食数 1,000 食以上の施設) | 4 |
| C | 1施設(提供食数 1,000 食以上の施設) | 3 |
| D | 受託実績あり(提供食数 1,000 食未満) | 2 |
| E | 受託実績なし | 0 |

ウ 食物アレルギー対応食受託実績

| 評価 | 内容 | 点数 |
|----|--|----|
| A | 受託実績あり (提供食数,000 食以上かつ食品表示法による特定原材料8品目に対するアレルギー代替食及び除去食を実施する施設) | 5 |
| B | 受託実績あり (食品表示法による特定原材料8品目に対するアレルギー代替食及び除去食を実施する施設) | 4 |
| C | 受託実績あり (提供食数 1,000 食以上かつ卵等の除去食を実施する施設) | 3 |
| D | 受託実績あり (卵等の除去食を実施する施設) | 2 |
| E | 受託実績なし | 0 |

2. 第2次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

ア 定量化審査

評価項目毎に定量化評価を行い、評価できる場合は、その項目に定める得点を付与する。項目の配点は次のとおりとする。

| 審査項目 | 配点(合計 100 点) |
|-----------------------|--------------|
| (1)経営理念に関すること | (10点) |
| ①学校給食に対する基本的な考え方 | 10点 |
| (2)衛生管理に関すること | (35点) |
| ①食中毒事故対策 | 5点 |
| ②ノロウイルス対策 | 5点 |
| ③感染症対策 | 5点 |
| ④異物混入事故対策 | 10点 |
| ⑤事故発生後の対応 | 10点 |
| (3)従業員に対する教育・研修に関すること | (10点) |

| | |
|---------------------|-------|
| ①従業員に対する教育・研修 | 10点 |
| (4)業務を受託するにあたっての考え方 | (45点) |
| ①調理等業務への独自提案 | 10点 |
| ②アレルギー対応への取り組み | 5点 |
| ③学校・園との連携 | 10点 |
| ④調理員等の具体的な配置 | 5点 |
| ⑤従業員採用の考え方や欠員発生時の対応 | 5点 |
| ⑥災害発生時の協力体制 | 5点 |
| ⑦業務開始までの準備計画 | 5点 |

(1) 学校給食に対する基本的な考え方に関すること

① 学校給食に対する基本的な考え方

学校給食の意義や目的を理解し、従業員たちの学校給食に取り組む基本姿勢にどれだけ反映できているか、その内容に応じて配点を10点とする5段階評価により得点を付与する。

(2) 衛生管理・危機管理に関すること

① 食中毒事故対策

食中毒事故への対策について、防止策や危機管理体制等、安全性に配慮した取り組みや考え方について、明確で優れた提案がなされた場合には、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

② ノロウィルス対策

「ノロウィルス対応マニュアル」等に基づく独自の取り組みについて、安全性に配慮した優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

③ 感染症対策

新型コロナウイルスやインフルエンザ、その他の感染症について、感染拡大の予防策や危機管理体制等、安全性に配慮した優れた提案がなされた場合には、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

④ 異物混入事故対策

異物混入事故等の対策について、その予防策や危機管理体制等、明確に示され、安全性に配慮した優れた提案がなされた場合は、その内容に応じて、配点を10点とする5段階評価により得点を付与する。

⑤ 事故発生後の対応

事故発生後の対処方法について、初動対応からその後の対応まで、的確で安心できる提案が明確に示された場合は、その内容に応じて、配点を10点とする5段階評価により得点を付与する。

(3) 従事者等に対する教育・研修に関すること

① 従事者等に対する教育・研修

衛生管理、調理技術向上、アレルギー対応等に関する職員への教育・研修体制について、明確に示され、安全な業務の実現が期待できる優れた提案がなされた場合には、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

(4) 業務を受託するにあたっての考え方

① 調理等業務への独自提案

事業者が持つ経験やノウハウを基に、調理場の特徴に応じたサービス向上に繋がる東部小学校、竜洋西小学校及び竜洋北小学校独自の実現可能で具体的な提案がなされた場合には、その内容に応じて配点を10点とする5段階評価により得点を付与する。

② アレルギー対応への取り組み

アレルギー対応への考え方や実施体制等、明確で具体的な提案がなされた場合には、その内容に応じて配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

③ 学校との連携

業務実施にあたり、学校との関係を良好に保つための考え方や実現可能な具体的な提案がなされた場合には、その内容に応じて配点を10点とする5段階評価により得点を付与する。

④ 調理員等の具体的な配置について

調理・洗浄等の各作業において、円滑な業務の実現が期待できる優れた人員配置がなされた場合には、その内容に応じて、配点を10点とする5段階評価により得点を付与する。

⑤ 従業員採用の考え方や欠員発生時の対応

経験者・地元採用の考え方や、欠員発生時の対応について、実現可能で安心な提案が明瞭になされた場合には、その内容に応じて配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

⑥ 災害発生時の協力体制

災害発生以降に、市及び学校、地域との協力体制を整える方策について、実現可能で優れた提案が明確に示された場合には、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

⑦ 業務開始までの準備計画

業務開始までの準備計画が明確に示され、安定した業務の実現が期待できる優れた提案がなされた場合には、その内容に応じて、配点を5点とする5段階評価により得点を付与する。

イ 得点化方法

審査項目(1)から(4)⑦までについては、以下に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

| 評価 | 評価の意味合い | 得点化方法 |
|----|---------|--------|
| A | 特に優れている | 配点×1.0 |
| B | 優れている | 配点×0.8 |
| C | 普通である | 配点×0.6 |
| D | やや劣っている | 配点×0.4 |
| E | 劣っている | 配点×0.2 |